

令和元年度
第3回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和元年 6月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員

令和元年度第3回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	令和元年6月17日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	令和元年6月17日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和元年6月25日 13時00分			議 長	山 本 範 夫
	閉 会	令和元年6月25日 14時01分			議 長	山 本 範 夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 15名 欠 席 3名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	1	三 浦 美恵子	○	11	藤 村 勇 三	▲
	2	日 戸 重 雄	○	12	立 柳 優	○
	3	小山田 和 義	○	13	高 橋 由 則	○
	4	高 橋 正 志	▲	14	古 川 美枝子	○
	5	國 司 功	○	15	藤 原 純 子	△
	6	大 森 直 子	○	16	松 村 勝 彦	▲
	7	熊 澤 威 人	○	17	竹 田 和 夫	○
	8			18	石羽根 正 志	○
	9	菊 田 健 生	△	19	山 本 範 夫	○
	10	中 村 一 彦	○			

遅延：議席番号 9 菊田健生 13:26 着席 第3号議案より出席

遅延：議席番号15 藤原純子 13:28 着席 第3号議案より出席

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 5 番	國 司 功	議席番号 6 番	大森 直子
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	遠 藤 竹 弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	根 守 緑		
	農業振興係主事	古 川 忠 彦		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（遠藤事務局長）

定刻になりました。御起立をお願いします。相互に礼をお願いします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となりました委員の報告をいたします。総会資料2ページをお開き願います。欠席委員の報告をいたします。議席番号4番 高橋正志委員が他会議出席のため、議席番号9番 菊田健生 委員が所用のため、議席番号11番 藤村勇三 委員が通院のため欠席、議席番号15番 藤原純子 委員が急用のため、議席番号16番 松村勝彦 委員が他会議出席のためということで、それぞれ欠席との報告を受けております。以上、現在のところ、5名の欠席となっております。本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

それでは、会長、進行よろしくをお願いします。

議長（山本会長）

ただ今から令和元年度八幡平市農業委員会第3回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中13名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には5番 國司功 委員と6番 大森直子 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、令和元年度八幡平市農業委員会第3回総会の会期についてお諮りいたします。

第3回総会の会期は令和元年6月25日、1日間とすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、令和元年度第3回総会の会期は、令和元年6月25日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から令和元年度第3回の運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

ただ今から、令和元年度第3回運営委員会報告を致します。総会資料の3ページをお開き下さい。

令和元年6月10日(月)午前9時から八幡平市役所3階大会議室において行われました。

はじめに報告及び連絡となります。次第のとおり1項目の報告及び連絡を行いました。

続きまして、4協議事項となります。7項目の協議を行いました。協議内容の概要説明をいたします。次のページの左上、4協議事項となります。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間についてとなります。協議を行った結果、7月10日の午前9時に決定となりました。

2項目め。令和元年度第3回総会等の開催時間についてとなります。本日の第3回総会の運営について協議を行い午後1時00分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

3項目め。八幡平市農業委員会事務局規定の一部改正についてとなります。一部改正を行うこととなった経緯を説明し、議案の提案について協議を行い、事務局案のとおり第3回総会に提案することで決定されました。後ほど提案します議案第8号においてご審議をお願いします。次のページの左上となります。

4項目め。令和元年度「農地の日」の取り組みについてとなります。当日の進め方についての協議を行い、実践活動の内容について各地区より報告が行われました。詳細について、後ほど開催される第1回委員合同会議の協議事項で、推進委員を含めてご協議をお願いします。

5項目め。令和元年度農地パトロールの実施についてとなります。内容について協議を行い、事務局案のとおり決定されました。こちらも詳細について本日の第1回委員合同会議の協議事項で推進委員を含めてご協議をお願いします。

6項目め。八幡平市生涯学習まちづくり出前講座への受講についてとなります。前回の農業委員会議で出された提案の対応について協議を行い、出前講座への受講行うことで決定されました。日時、時間、対象等の詳細については次回以降の運営委員会で協議行うこととなりました。次のページの左中ほどとなります。

7項目め。先進地視察研修の実施についてとなります。今年度に行う内容について協議を行い、農業委員と推進委員の2班編成で行うことで決定されました。詳細について本日の第3回農業委員会議でご協議をいただいた後に決定された内容を、第1回委員合同会議の報告・連絡事項で、推進委員の皆様にも事務局より報告を行う事としております。

続きまして、8ページの左中ほど、5情報提供等となります。概要説明とさせていただきます。

2名の運営委員から情報提供及び要望が出されました。情報提供の内容は「農作業機械を運搬

するのに、けん引免許が必要になるらしいので、農協でけん引の免許を取る場合に助成がある様です。営農経済センターの担当者に話をすれば助成の手続きをやってくれるということを農協の会議で言われました。このことは私の周りの農業者でも殆ど知られていない状況です。」との情報提供があり、この情報提供に関して事務局で状況を調査しましたので、本日の第1回委員合同会議の情報提供等で報告を行う事としております。

次の要望の内容は「畦畔の草刈り等で草刈り機を借り上げた場合の農作業労賃はどの様になっているか、標準額表に無いので農地水の単位で良いのか情報提供をお願いしたい。」とのことでした。この件について何か良い情報がありましたら、羽沢推進委員に情報提供をお願いします。

続きまして、事務局から4件の協議及び事務連絡を行いました。

1 項目め。農地の集積・集約化推進市町村キャラバンについて、内容の説明を行いました。

2 項目め。秋田市農業委員会行政視察への出席ということで、通知書送付と出席報告依頼を行うことで了承をいただき、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

3 項目め。平成30年度業務報告書について説明を行いました。なお、製本後の業務報告書を、本日の第1回委員合同会議で配布を行う事としております。

4 項目め。総会議案の「農用地利用集積計画の決定」で行う議案説明の対応について協議を行いました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和元年度第3回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和元年6月25日 運営委員長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただいまの「令和元年度第3回の運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法に関する業務報告を行います。

事務局（根守農地調整係長）

それでは、会議資料の10ページをご覧ください。

令和元年5月24日から令和元年6月24日までの業務報告をさせていただきます。

1) から8) までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。続きまして、9) の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は6月14日の金曜日でございます。17件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、3番委員 小山田和義 委員、10番委員 中村一彦 委員、12番委員 立柳優 委員の3名でございます。また、事務局からは遠藤事務局長、古川忠彦主事、私の3名が随行しております。のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただいまの報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようにお願いします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は3件となっております。

申請番号1、平笠第17地割58番地1、田、162㎡を含む4筆2,487㎡でございます。売買による所有権の移転です。申請地は今まで水稻を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことでした。

申請番号2、湯の沢143、田、1,296㎡を含む5筆6,265㎡でございます。売買による所有権の移転です。申請地は今までリンドウを作付けしていた農地です。権利取得後も同様にリンドウを作付予定とのことでした。なお、新規取得のため営農計画書が添付されております。

申請番号3、田頭第13地割377番地、田、660㎡を含む9筆8,196㎡でございます。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで水稻を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことでした。

申請地の明細については3ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号 10 番 中村一彦 委員にお願いいたします。

10 番（中村委員）

はい、10 番委員の中村です。

申請番号 1 番ですが、位置は、平笠小学校から南西へ約 2.2 km の地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 2 番ですが、位置は、安代総合支所から北東へ約 1.6 km の地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人がりんどうを作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 3 番ですが、位置は、西根総合支所から西へ約 2.2 km 以内に点在しております。贈与による親子間の所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 1 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 1 号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

○議案第 2 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第 2 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 6 ページをお開きください。今月の申請は 2 件となっております。

申請番号 1、平舘第 20 地割 1 - 1、田、896 m²でございます。転用の目的は、駐車場の敷設です。内容は、駐車場、農機具置場、作業場が計画されております。

申請番号 2、平笠 24 地割 703、畑、4,932 m²を含む 2 筆 39,905 m²でございます。転用の目的は、繁殖育成センターの建設です。内容は、牛舎 11 棟、付帯施設一式が計画されております。

関係資料の 2 ページをご覧ください。申請地の農地区分ですが、申請番号 1 番は、平成 30 年 10 月 25 日開催の第 6 回総会において農業振興地域整備計画の一部変更でご協議いただきました案件となり、平成 31 年 1 月 31 日づけで農用地から除外が決定しており、除外後は 10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されます。例外規定ですが、集落に接続して設置されることが確認されております。

申請番号 2 番は、平成 31 年 2 月 25 日開催の第 10 回総会において農業振興地域整備計画の一部変更でご協議いただきました案件となり、令和元年 5 月 13 日づけで農用地から農業用施設用地へ変更が決定しております。例外規定ですが、農用地から農業用施設用地に変更になり、農業用施設用地に限り転用が認められております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 10 番 中村一彦 委員にお願いいたします。

10 番（中村委員）

はい、10 番委員の中村です。

申請番号 1 番ですが、位置は平舘小学校から南へ約 400m の地点です。転用の目的は、駐車場の敷設です。現況は、畑として自己保全管理されておりました。申請土地は、自身の圃場の近くで駐車場、農機具置場、作業場として使用する為に選定したとのことでした。申請地は、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続されていることを確認いたしました。

つづいて、申請番号 2 番ですが、位置は平笠小学校から西へ約 3.4km の地点です。転用の目的は、繁殖育成センターを建設するものです。現況は、牧場として利用されておりました。申請地の農地区分は、農振法に規定する農業用施設用地内の農地となります。例外規定においては、農業用施設に限り転用が認められております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをお開きください。今月の申請は5件となっております。

申請番号1、大更第25地割308-6、田、780㎡を含む2筆1,092㎡でございます。転用の目的は、賃貸借権設定による薬局の建設となっております。内容は、薬局1棟、駐車場、通路が計画されております。

申請番号2、大更第35地割75-1、田、1,953㎡でございます。転用の目的は、賃貸借権設定による太陽光発電装置の建設となっております。内容は、太陽光発電装置、通路が計画されております。

申請番号3、田頭第2地割87-1、田、2,019㎡でございます。転用の目的は、賃貸借権設定に

よる太陽光発電装置の建設となっております。内容は、太陽光発電装置、通路が計画されております。

申請番号4、松尾寄木第12地割209、田、515㎡でございます。転用の目的は、使用貸借権設定による砂利採取で2年間の一時転用となっております。

申請番号5、大更第18地割338-2、田、499㎡でございます。転用の目的は、売買による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅1棟、駐車場、通路等が計画されております。

関係資料の2と3ページをご覧ください。

申請地の農地区分ですが、申請番号1番は、平成31年2月25日開催の第10回総会において農業振興地域整備計画の一部変更でご協議いただきました案件となり、令和元年5月13日付けで農用地から除外が決定しており、除外後は300m以内に駅がある農地で第3種農地と判断されます。

申請番号2番ですが、300m以内に西根総合支所がある農地で第3種農地と判断されます。

申請番号3番につきましては、都市計画法上の用途地域内の農地で第3種農地と判断されます。

申請番号1番から3番の例外規定ですが、第3種農地は原則許可となっております。

つづきまして、申請番号4番は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、3年以内の一時転用にあっては許可が認められております。

申請番号5番は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落に接続することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号10番 中村一彦 委員にお願いします。

10番（中村委員）

はい、10番委員の中村です。

申請番号1番ですが、位置は大更駅から北へ約150mの地点です。転用の目的は、賃貸借権の設定による薬局の建設です。現況は、田として利用されておりました。申請土地は、国民健康保険西根病院駐車場前に位置しており、利用者の利便性を考え選定したとのことでした。申請地の農地区分は、300m以内に駅がある農地で第3種農地と判断され、転用許可条項においては原則許可となっております。

つづいて、申請番号2番と3番ですが、関連がありますので一括で説明いたします。申請番号2番の位置は、西根総合支所から南へ約280mの地点です。

申請番号3番の位置は、西根中学校から西へ約600mの地点です。転用の目的は、賃貸借権の設定による太陽光発電装置の建設です。現況は、どちらも田で自己保全管理されておりました。申請土地は、事業実施適地であり、地権者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、申請番号2番は300m以内に駅・役場等の公共施設がある農地で、申請番号3番は都市計画法上の用途地域内の農地で、どちらも第3種農地と判断され、転用許可条項においては原則許可となっております。

つづいて、申請番号4番ですが、位置は、寄木小学校から西へ約1.8kmの地点です。転用の目的は、砂利採取で、2年間の一時転用です。現況は、畑で自己保全管理されておりましたが、

砂利採取後は、畑に現況復旧するとのことでした。申請地の農地区分は、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、3 年以内の一時転用は、許可が認められております。

申請番号 5 番ですが、位置は、大更小学校から西へ約 600m の地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、通勤通学等の利便性が良く土地所有者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものでは無いことから、「許可相当」と判断して参りました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 3 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第 4 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第 4 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 12 ページをお開きください。今月の申請は 4 件となっております。関係資料 3、4 ペー

ジにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認お願いいたします。

申請番号 1、左妻 14-1、畑、3,608 m²でございます。現況は、木が生い茂り山林化しております。

申請番号 2、栗木田 23-2、畑、57 m²を含む 2 筆 124 m²でございます。現況は、薪置場として利用されておりました。

申請番号 3、不動川原 34-41、畑、1,457 m²でございます。現況は、木が生い茂り山林化しております。

申請番号 4、平笠第 24 地割 171-1、畑、13,769 m²を含む 3 筆 22,640 m²でございます。こちら
も現況は、木が生い茂り山林化しておりました

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 10 番 中村一彦 委員
にお願いします。

10 番（中村委員）

はい、10 番委員の中村です。

申請番号 1 番ですが、位置は田山支所から北へ約 1.5 k m の地点です。現況は、木が生い茂り
山林化しておりました。申請地は、申請人の亡くなった父親が昭和 40 年頃から体調不良で農作業
が出来ず山林化してしまったとのことでした。

申請番号 2 番ですが、位置は田山支所から北へ約 2.2 k m の地点です。現況は、薪置場として
利用されておりました。申請地は、昭和 50 年頃に収用法により、三角の小さな土地になり、その
後は薪置場として使用しており、農地法許可が必要なことを知らなかったとのことでした。

申請番号 3 番ですが、位置は田山支所から北へ約 2.3 k m の地点です。現況は、木が生い茂り
山林化しておりました。申請地は、昭和 50 年頃から不耕作となり周囲と同様に山林化してしまっ
たとのことでした。

申請番号 4 番ですが、位置は平笠小学校から西へ約 2.4 k m の地点です。現況は、木が生い茂
り山林化しておりました。申請地は、昭和 60 年頃から不耕作となり周囲と同様に山林化してしま
ったとのことでした。

いずれの農地も、非農地化され 20 年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第 2 条に該
当する農地ではないものと認められることから「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 4 号の質疑・討論を行います。
質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 4 号を採決します。本案につい

て、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（山本会長）

よって、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○第5号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第5号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の14ページをお開きください。令和元年6月5日付で八幡平市長から意見を求められている案件は1件でございます。農業用施設用地への用途変更申請となっております。関係資料の4ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、平笠第1地割219-3、田、300㎡でございます。転用の目的は、農作業小屋の建設が計画されております。農用地から農業用施設用地への変更です。例外規定ですが、農業用施設用地に限り転用が認められております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号10番 中村一彦 委員にお願いします。

10番（中村委員）

はい、10番委員の中村です。

申請番号1番ですが、位置は、寄木小学校から南へ約1.4kmの地点です。農振変更の目的は、農業用施設用地へ用途変更し、農作業小屋を建設するものです。現況は、田として自己保全管理されておりました。農振変更後の申請地の農地区分は、農振法に規定する農業用施設用地内の農地となります。例外規定においては、農業用施設に限り転用が認められております。申請農地は、農地の集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすものではないこと、土地改良施設の機能に支障を及ぼすものではないこと、また、転用許可適用条項に該当

していることから農振除外及び編入は問題ないと判断して参りました。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第5号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

16 ページをご覧ください。今月の申請は6件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1、平笠第18地割106-1 田 1,620㎡を含む4筆6,500㎡でございます。

申請番号2、平館第14地割230 田 469㎡を含む4筆1,964㎡でございます。

申請番号3、大更第13地割57 田 1,777㎡を含む9筆11,001㎡でございます。

申請番号4、大更第13地割202-1 田 1,102㎡を含む4筆5,231㎡でございます。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号5、松尾第29地割49-1 田 1,038㎡でございます。

最後に、売買による所有権の移転です。

申請番号 6、平笠第 14 地割 61 田 624 m²を含む 10 筆 12,356 m²でございます。

申請地の明細につきましては、18 ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第 6 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 6 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 6 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 7 号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』

議長（山本会長）

次に、議案第 7 号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（根守係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 22 ページをご覧ください。今月の権利移動のあっせん申請は、貸付のあっせんが 3 件です。

申請番号 1、田頭第 3 地割 122、田、1,207 m²です。

申請番号 2、西根寺田第 16 地割 93-1、田、2,051 m²です。

申請番号 3、平笠第 5 地割 158-1、田、337 m²を含む 7 筆 2,775 m²です。

申請地の明細については、同じページ下の申請筆別明細をご覧ください。

続いて、申請の内容について説明いたします。

関係資料の 74 ページをお開きください。申請番号 1 ですが、位置は、平笠小学校から東へ約 550m となります。申請地は、昨年度まで基盤法で妻の兄と契約し水稻を作付けしていた農地ですが、妻の兄が荒木田在住のため、自宅から農地まで距離があり、作業効率がわるいため、近隣の方で作業できる方を探してほしいと返還されました。近隣で声を掛けましたが、断られたため、あつせんを申し出ました。貸借を希望しており、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。

関係資料の 77 ページをお開きください。申請番号 2 ですが、位置は、寺田小学校から北西へ約 220m となります。申請地は所有者の母が管理しておりましたが、体調不良で無理できなくなり、自身も会社勤務で管理が難しいということです。近隣の方に声を掛けましたが、断られたため、あつせんを申し出ました。貸借を希望しており、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。

関係資料の 80 ページをお開きください。申請番号 3 ですが、位置は、八幡平市役所から北に約 1.3 km 以内に点在、平館小学校から北へ約 1.0 km にあります。申請地は自己保全管理していた農地です。自身が盛岡在住のため管理が難しいためあつせんを申し出ました。貸借を希望しており、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。

関係資料の 5 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。以上、よろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第 7 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑を終わります。それでは、この申し出の「農地あつせん」を行うこととして決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 7 号『農地移動適正化あつせん事業によるあつせんについて』は、農地移動適正化あつせん事業実施要領 4 に基づく「農地あつせん」を行うことに決定されました。

これより、「あつせん委員の指名について」をお諮りいたします。

本案あっせん農地は、西根南地区、西根北地区及び松尾地区の属地となりますので、その地区の方々があっせん委員になることが望ましいかと思いますが、どなたにお願いしたらよろしいでしょうか。

はい、1 番 三浦 委員。

1 番（三浦委員）

議席番号 1 番の三浦美恵子です。

申請番号 1 番ですが、あっせん農地は西根南地区の属地となりますので、議席番号 15 番 藤原純子 委員と私の二人で受けたいと思います。皆さんにおかれましても情報がありましたら、私どもへ提供お願いいたします。よろしくお願いします。

議長（山本会長）

西根北地区及び松尾地区については。

10 番、中村委員。

10 番（中村委員）

10 番の中村です。

申請番号 2 番ですが、あっせん農地は西根北地区の属地となりますので、議席番号 7 番 熊澤威人 委員と私の二人で受けたいと思います。

申請番号 3 番ですが、あっせん農地は西根北地区と松尾地区の属地となりますので、西根北地区においては、議席番号 13 番 高橋由則委員、松尾地区においては、議席番号 12 番 立柳優 委員の二人で受けたいと思います。委員の皆さんにも情報がありましたら、私どもへ提供よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

それでは、農地移動適正化あっせん事業実施要項 8 に基づきまして、「あっせん委員」には、申請番号 1 番、西根南地区、1 番 三浦美恵子 委員、15 番 藤原純子 委員をお願いいたします。申請番号 2 番、西根北地区、7 番 熊澤威人 委員、10 番 中村一彦 委員をお願いいたします。申請番号 3 番、西根北地区、13 番 高橋由則 委員、松尾地区、12 番 立柳優 委員をお願いいたします。

それでは、議案第 7 号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』は、以上のよう
に決定いたしました。他の委員の皆様におかれましても、この「あっせん農地」に係る「情報提供」のご協力をお願いいたします。

○議案第 8 号『八幡平市農業委員会事務局規程の一部改正について』

議長（山本会長）

次に、議案第 8 号『八幡平市農業委員会事務局規程の一部改正について』を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、総会資料の 11 ページをお開きください。

(提案理由朗読後、内容説明)

議案第 8 号について、ご説明をさせていただきます。資料の 12 ページをお開きください。

最初に、一部改正箇所についてご説明いたします。向かって左側が、現行の事務局規程となります。

局長の専決第 7 条として、第 1 号から第 7 号までの構成となっております。向かって右側が改正後となります。一部改正の変更箇所を載せています。現行の第 5 号行政情報の公開請求申出及び個人情報の開示等の請求に対する可否の決定に関することと、第 6 号軽易な事項の証明、公簿の閲覧及び謄写に関することの間に新たに第 6 号法令に基づく届、願、申請等の受理及び証明書、謄抄本等の交付に関することを追加し、現行の第 6 号以降を 1 号ずつ繰り下げる内容となります。

次に、規則の改正と流れと関連する法律の一部改正の概要についてとなります。次のページをお開きください。農業委員会に関連する条例、規則の制定・改正の流れとなります。この資料は条例と規則・要綱などの二つの項目に分けた内容でございます。今回は、訓令となりますので規則・要綱の項目となります。資料の下側をご覧ください。事務処理の流れでございます。事務局で案の作成を行い運営委員会で審議をいただくとしており、前回の運営委員会で審議をいただいたところでございます。そして、先週の金曜日に当市役所で行われました法規審査委員会に審議の依頼をし、ただ今の条文について内容の精査を受けたところでございます。続いて本日の農業委員会議への報告・協議を行うこととしてございましたが、施行月日の関係上から今回は農業委員会議に賭ける暇が無いとため省略とさせていただきました。続きまして総会の審議・決定となります。ただ今行っている総会での審議となります。ただ今の総会で決定をいただき農業委員会会長名での告示となるものでございます。こちらが改正の流れとなります。

次のページをお開きください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要となります。今回一部改正になった内容でございます。資料の下側の緑色で表示になっております 2 底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱いとなります。こちらが今回改正となった農地法第 43 条、44 条の内容となるものでございます。この 43 条、44 条でございますが、農作物栽培高度化施設に関する特例という内容の法律改正となっております。農業用ハウスを農地に設置するに当たってということでございますが、まず内部を前面コンクリートとしてあった場合であっても農地転用に該当しないものとするということです。本来であればこちら農地転用に該当する案件でございますが、今回この改正を受けまして農地転用とせず専決事項で行うという内容になったものでございます。

それを受けまして、次のページでございます。農林水産省経営局長の通知となります。続いて 17 ページでございます。農地法 43 条及び 44 条の運用について農業委員会の処理が定められております。(6)となります。太線の下線付きにより表示している箇所をご覧ください。農業委員会は届出書の提出があった場合には、直ちに受理又は不受理の決定に係る専決処理手続を進めるものとするとしております。この専決処理を進めるために今回の改正となるものでございます。また、受理通知書又は不受理通知書が遅くとも、届出書の到達があった日から 2 週間以内に届出者に到達するように事務処理を行うという事で期限が明記をされてございます。

そして、届出に係る事務を専決処理したときは直近の総会又は部会に報告することが適当と考えられるということでございますので、将来的に届出があった場合は毎月開催をしている総会での報告となるものでございます。以上が通知の内容となるものでございます。

議案の作成につきましては、市長部局である総務課の法規担当者と協議をしながら作成したものでございまして、先ほどご説明いたしました法規審査委員会での審議においても、「可」と判断されていることを申し添えます。なお、改正の告示でございますが、ただ今の総会で決定されましたら、7月1日付で施行の告示を行うものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第8号について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第8号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第8号『八幡平市農業委員会事務局規程の一部改正について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時01分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了致しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございます。

以上をもちまして、令和元年度第3回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いします。

「礼」。

ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年7月25日

会 長 _____

5 番 委 員 _____

6 番 委 員 _____

令和元年度

第3回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和元年6月25日（火）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 第3回運営委員会報告
- (2) 農地法に関する業務報告

5 議 事

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
- 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について
- 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第7号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて
- 議案第8号 八幡平市農業委員会事務局規定の一部改正について

6 閉 会